

高知工業高等専門学校教育研究・国際交流基金規則

制 定 平成26年 9月18日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、高知工業高等専門学校創立50周年記念事業において受入れた募金を基に、高知工業高等専門学校教育研究・国際交流基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本校における技術の高度化、グローバル化社会への対応を目指し、さらなる活動の充実を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第3条 基金は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を助成する。

- (1) 学生への国際交流支援事業
- (2) 教育・研究推進事業
- (3) その他必要な事業の支援

(事業の経費)

第4条 前条に規定する事業を行うために必要な経費は、基金をもって充てる。

(事業の実施)

第5条 第3条に掲げる事業の実施については、校長が決定する。

(事務)

第6条 基金の事務は、総務課で処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成26年 9月18日から施行する。